

8-12

2019年（令和元年）12月18日

株式会社クラスコ

代表取締役 小村 典弘 様

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫



〒920-0362

金沢市古府2丁目189番

TEL：076-240-1012

（連絡先）敦賀法律事務所

弁護士 安藤 俊文

〒920-0902

金沢市尾張町1丁目5番25号

TEL：076-261-8500

FAX：076-261-7300

（土日祝日を除く：9：00～17：00）

消費者契約法第41条1項に基づく請求書

当法人は、石川県金沢市に事務所を置き、消費者被害の未然防止・被害救済等に関する事業を行い、消費者全体の利益保護を図り、消費生活の安定・向上並びに消費者市民社会の形成に寄与することを目的とし、平成29年5月15日に適格消費者団体として消費者契約法第13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。

既に平成31年3月22日付申入書にて申し入れているとおり、貴社の行為は消費者契約法に反していると認められますので、当法人は、貴社に対し、消費者契約法第41条1項の請求として本請求書を送付致します。なお、本請求書が到達した時から1週間以内に当法人の請求に応じていただけない場合、当法人は、貴社に対して消費者契約法所定の差止請求訴訟を提起することが可能となりますのでご留意下さい。

また、本請求書並びに本請求書に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本請求に関する経緯・内容については、公表を予定しておりますので、その旨申し添えます。

- 1 貴社は、消費者との間で、賃貸借契約を仲介するに際し、別紙契約条項目録の条項を内容とする意思表示を行ってはならない。
- 2 貴社は、別紙契約条項目録の条項が記載された賃貸借契約書条項が印刷された用紙を廃棄せよ。
- 3 貴社は、その従業員らに対し、下記の内容を記載した書面を配布せよ。

記

株式会社クラスコは、消費者との間で賃貸借契約を仲介するに際し、別紙契約条項目録記載の内容とする契約を行いませんので、別紙契約条項が記載された注文書特約条項が印刷された用紙は全て廃棄して下さい。

第2 紛争の要点

- 1 別紙契約条項目録について
 - (1) 貸借人（消費者）が破産した場合に賃貸人が即时解除することができる部分について
 - ア 消費者契約法10条前段に該当すること別紙契約条項目録のうち、貸借人が破産した場



合に賃貸人が即時解除することができるとする部分は、民法541条に比し賃借人（消費者）に不利な内容となっていることから、「消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」（消費者契約法第10条）に該当します。

イ 消費者契約法10条後段に該当すること

まず、賃借人において破産手続が開始されることは、その事由から直ちに賃貸借契約上の義務違反を生じさせるものではなく（賃借人の賃料債務の不履行の有無や程度は個別事案によって異なるものであり、そもそも賃料債務の不履行が発生していない場合もあり得ます。），たとえ不履行が発生しているとしても、履行の催告を要する程度のものである場合も含まれていることが想定されます。

さらには、破産手続きは債務者における債務の清算のみならず、債務者の経済生活の再生を目的とした法律上の手続です。破産者において経済的な再生を図るためにはその居住場所の確保は極めて重要な意味があり、破産手続の開始の一事由を以



て、本来認められるべき賃借人としての利益を奪われるるのは明らかに賃借人（消費者）の利益を一方的に害するものというべきです（なお、この様な理解があり、旧民法621条において規定されていた賃借人が破産したことは賃貸借契約の終了事由となる旨の規定は平成16年の民法改正において削除されています。）。

したがって、賃借人に破産手続が開始されたことを以て直ちに賃貸借契約当事者間の信頼関係が失われたとは評価できず賃貸人に一方的に解除を認める当該条項は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるから、消費者契約法10条後段に該当するというべきです（大阪高裁平成25年10月17日判決（平成24年（ネ）第3565号、平成25年（ネ）第590号契約解除意思表示差止等請求控訴、同附帯控訴事件）も同趣旨です。）。

（2）賃借人（消費者）が、成年被後見人、被保佐人及びこれに類する宣告を受けた場合に賃貸人（消費者）が即時解除することができる部分について

令和元年6月15日に施行された改正消費者契約法8条の3において、「事業者に対し、消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する消費者契約（消費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを提供することとされているものを除く。）の条項は、無効とします。」とされております。

(3) 小括

よって、請求の趣旨記載の対応を求めます。

第3 訴えを提起する予定の裁判所

金沢地方裁判所

以上



別紙

契約条項目録

甲（賃貸人）は、乙（賃借人）が破産、成年被後見人、
被保佐人及びこれに類する宣告を受け、または刑事事件に
関与する等により著しく社会的信用を失墜した場合、乙（
賃借人）に対し通告の上、本契約を即時解除することができる。

付記

差出人 金沢市古府2丁目189番
適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援ネットワークいしかわ
理事長 稲本明夫

受取人 金沢市西志4丁目249-2
株式会社 クラスコ
代表取締役 小村典弘

この郵便物は令和1年12月18日第27634-2号

書留内容証明郵便物として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

